

令和4年度第1回古河市子ども・子育て会議 摘録

日 時	令和4年10月26日(水) 13:30~15:00
場 所	古河市役所 総和庁舎 会議室1
出席委員	楠田委員(会長)、齊藤委員(副会長)、秋山委員、水落委員、児玉委員、 舘野委員、友野委員、大高委員、加藤委員、菅委員、工藤委員、小林裕美委員、 三浦委員、小林淳子委員
欠席委員	稲見委員、櫻井委員
事務局	福祉部 安田部長 福祉部子ども福祉課 谷内課長、鶴見課長補佐、稲葉課長補佐 木塚係長、武井係長、根岸係長、鈴木係長、針谷主幹、林主幹
内 容	議題(1)待機児童数について (2)第2期子ども・子育て支援事業計画について ・中間見直しについて ・今後の確保方策について (3)ファミリー・サポート・センター実績報告について (4)その他事業報告 ・古河市子育て拠点施設西側敷地の利活用事業の進捗について ・緊急経済対策に伴う給付金等について
事務局 楠田会長	【古河市子ども・子育て会議】 《議事》 (1)待機児童数について 資料に基づき説明 事務局からの説明が終了しました。
楠田会長	定員の数量的な部分でみると満たされている状況となっています。しかし、それでも入所 保留となってしまいう児童も見受けられますが、どういった理由で特定の施設を希望し入所 を保留するのでしょうか。やはり「兄弟で同じ施設に入所したい」等の理由からなのでし ょうか。
事務局	やはり兄弟で同施設に通わせたいといったニーズはございます。このようなニーズに対 し、兄弟が同一施設に入所しやすくなるよう利用調整の際に加点を行っています。そのほ かの理由としては、保護者の意向により「どうしてもこの施設が良い」と保留するケース のほか、育児休暇のため入所の希望をしているわけではないが、とりあえず申込を行うと いったケースもございます。
楠田会長	引き続き子どもたちを漏れなく受け入れられる体制を構築して頂ければと思います。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画について
・中間見直しについて

事務局

資料に基づき説明

楠田会長

事務局からの説明が終了しました。皆様のご意見を求めます。

友野委員

確保方策値の設定は、例えば引越し等により年度途中から入所を希望する方も受け入れることを想定したうえで値を決めているのですか。また、そのように年度途中でも入所できる仕組みとなっているといった認識でよろしいでしょうか。

事務局

年度途中であっても、申込頂ければ、利用調整を行ったうえで入所は可能となっております。また、値の設定についても、量の見込に対し少し余裕を持つような計画としています。

楠田会長

資料8ページについて、令和3年10月1日時点の3号0歳児の量の見込の部分に大きな乖離があります。子どもたちは当然年を重ねていきますが、やはりこのまま1歳・2歳・・・と同様な乖離のまま繰り上がっていくということによろしいでしょうか。

事務局

会長のご指摘の通り、児童が年を重ねるにつれ、繰り上がっていくようなかたちになるかと思えます。しかし、議題1でもご報告した通り、この乖離が繰り上がったとみられる令和4年4月1日時点であっても、待機児童は0となっております。

楠田会長

入所保留の方が発生しているという状況について、保育の現場ではどう感じていますか。

工藤委員

特定の施設の入所を希望し、何年も空き待ちをされている方がいるという状況は理解しています。定員に空きのある施設があることを保護者が分かっていたとしても、居住地や勤務地から離れた場所にある等の立地的な問題から、現実的にはなかなかその施設までは通えないといった状況もあるかと思えます。

楠田会長

市全域で見ると受け皿の確保は充足しているのかと思えますが、やはり部分的に見ると空き待ちが発生してしまう状況もございます。そういった課題を解消する方策は考えられるのでしょうか。

事務局

当計画では古河市全域を対象とした計画としていますので、当議題における値においても古河市全域の数値により計画値・実績値を比較しているところです。しかし、楠田会長、工藤委員のご意見の通り、同じ市内であっても地域で見ると、空き待ちが部分的に発生しているような状況もございます。そういった地域間の差も解消できないかと検討しているところです。次議題では、そういった観点も含めて検討している事項ともなりますので、詳細については次項目のなかでもご報告させていただきます。

工藤委員

空き待ちをしている方々に対して、例えば利用調整の加点を行う等の対応は行っているのでしょうか。

事務局

空き待ちの状態による加点は行っていません。空き待ちの方々に対しては、定員に空きのある施設をご案内する等の情報提供を行っています。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画について

	・今後の確保方策について
事務局	資料に基づき説明
楠田会長	事務局からの説明が終了しました。皆様のご意見を求めます。
大高委員	家庭的保育施設は少人数のなかでの保育となりますが、子どもたちはいずれ小学校へ進学していきます。その際に突然何十人あるいは何百人という環境となったときに、パニックになってしまうのではと懸念します。また、定員が少ない分、自ずと保護者の数も少なくなるかと思えます。そうした場合、保護者同士のつながりが希薄になってしまい、非常時に保護者同士の連携が取れず、混乱してしまうのではないかと懸念がございます。
事務局	家庭的保育施設は0歳から2歳を対象とした、最大5人の施設となります。自身の子が大人数のなかでの生活があっているとお考えをお持ちの方もいらっしゃるでしょう、少人数での生活があっていると考える方もいらっしゃるでしょう。そういったニーズの幅に対応できるように、家庭的保育事業の設置を図るとした面もございます。そのようななか、大高委員のご意見の通り少人数の施設ならではの課題はあるかと思えます。認可に向け設置者と進めていく中で、他施設と連携して慣らす場を設ける等この課題への対応についても協議していきたいと考えています。
工藤委員	資料2ページを見ると、古河市の0歳児童数は直近5年間で約200人減少しています。これは保育施設複数分の児童が5年間で減少してしまったということでもあります。この少子化のなかで、家庭的保育事業による確保方策は良いと考えています。茨城県においても当事業を推進しており、待機児童対策の一助にもなると考えます。少し話は変わりますが、他自治体でのケースでは、7つの施設が設置されているなか、児童は120人しかおらず、一施設あたり15~20人程しか児童が入所しない状況となっているそうです。そんななか、保育施設はどう生き残っていくのか、といった話がありました。古河市においても、将来的に同様になってしまう可能性があるかもしれません。そのようななか、むやみに定員数を増やすべきではありません。
楠田会長	家庭的保育事業の保育料は、他施設とは変わるのですか。
事務局	古河市では他施設と同一となります。
楠田会長	新規施設を創設したとしても、それが維持できるか分からないような状況となってきているなか、古河市としては、この施設型家庭的保育事業を推進していこうということですね。
事務局	令和6年度の確保方策として、施設型家庭的保育事業による定員確保が一番適していると考えています。
友野委員	家庭的保育施設は2歳までが対象となりますが、児童たちが卒園した場合でも保育の提供を受けられるような制度となっているのでしょうか。
事務局	認可の際には連携施設を設けて頂くこととなります。その連携内容のなかで卒園した児童

の受け皿を確保していただくこととなります。

(3) ファミリー・サポート・センター実績報告について

事務局
楠田会長

資料に基づき説明
事務局からの説明が終了しました。

楠田会長

資料 14 ページに相互援助活動の例として、「保育施設等までの送迎を行う。」とありますが、子どもを送迎する際にはチャイルドシート等の準備が必要となりますが、そういった必要備品等は協力会員が用意するのでしょうか。

事務局

自身で用意される会員の方もいらっしゃいます。また、当事業の運営を委託している事業者が、ご家庭で使用しなくなったチャイルドシート等の寄付を募っており、そういった寄付で頂いたものを活用していただくことも可能です。

楠田会長

安全運転がもちろん大前提とはなりますが、事故の発生等も考えられます。そういった万が一の場合の対応は決まっているのでしょうか。

事務局

協力会員となるためには研修の受講が必須となります。その研修では、子どもを預かるための講習のほか、古河警察署と連携した交通安全に関する講習も含まれています。また、万が一事故があった場合のため、ファミリー・サポート・センターが保険に加入していますので、会員の負担なく対応できるものとなっています。

友野委員

肉親以外に子どもを預けることとなりますが、子どもが嫌がって預けられないといった恐れは無いのでしょうか。

事務局

利用する前に協力会員との面談を実施します。この場で子どもも協力会員と顔合わせをすることとなります。そこで子どもが拒否してしまうような場合には、他の協力会員とマッチング出来るよう調整を行います。

(4) その他事業報告

事務局

その他事業報告の1点目としまして【古河市子育て拠点施設西側敷地の利活用事業】の進捗について、ご報告差し上げます。こちらにつきましては、資料等はございませんので、口頭でのご報告とさせていただきます。旧日赤跡地の東側には、公立保育所となります上辺見保育所を平成31年4月に移転し、供用を開始しておりますが、その事業地の西側には、令和元年9月策定の「古河市子育て拠点施設西側敷地活用方針」により「子ども家庭総合支援センター」を設置することとしております。これは、民間事業者が建物を整備・所有し、その建物の一部を「子ども家庭総合支援センター」として市がテナントとして借り受け、民間事業者が実施する独自提案の事業所と併せて、設置するとしたものです。当事業の進捗としましては、令和4年6月から事業者の募集を開始し、参加申込頂いた事業者との「対話」等を経て、9月に事業提案書が提出されました。さらに、事業提案書についての事業者プレゼン及びヒアリングを先日10月7日に行っております。現在は、市におい

て、提案された事業についての選定の可否を検討しているところです。当事業の選定結果については、今後の事業の進行具合にもよりますが、選定可否について判断したその結果を年内には公表すること出来るよう、進めていきたいと考えています。

続きまして、事業報告の2点目として、【緊急経済対策に伴う給付金等について】ご報告します。昨今のコロナ禍の物価高騰への対策として、古河市では国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」により、低所得の子育て世帯等を対象に児童1人当たり一律5万円を支給しております。また、11月以降の支給となりますが、県の「茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金支給事業」によって、こちらも先ほどの国給付金と同様に、低所得の子育て世帯を対象に児童1人当たり一律5万円を支給します。そのほか、「給食費物価高騰対策補助金」として、市内の幼児・教育保育施設に対し、給食1食あたり20円の補助を行います。長期化するコロナ禍のなかであっても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一助となればと考えています。以上「その他事業報告」となります。

【 閉 会 】